

論点に関する検討課題等

「11 再審請求審又は再審公判における被害者参加」について

第11 再審請求審又は再審公判における被害者参加

1 再審請求審における被害者参加を認めることとするか

[検討課題]

(1) 再審請求審における被害者参加を認めることの必要性・相当性

- 再審請求審における被害者参加を認めることの必要性について、どのように考えるか。
- 再審請求審においては、検察官が審理の全過程に必ず関与するとは限らず、被害者参加を可能とする上で前提となる基本的な条件が整っていないとの指摘について、どのように考えるか。
- 再審請求審と共通する性質を有する他の手続において被害者参加の仕組みが設けられていないこととの整合性について、どのように考えるか。

(2) その他

第11 再審請求審又は再審公判における被害者参加

2 再審公判における被害者参加に関する規定を改めることとするか

[検討課題]

(1) 再審公判における被害者参加に関する規定を改めることの必要性・相当性

- 被害者参加制度を導入した刑事訴訟法等の一部を改正する法律の経過規定において、同法の施行前に判決が確定した事件等の再審公判は同制度の適用対象外とされているところ、これを改めることの必要性について、どのように考えるか。
- 当該経過規定によりこれまで被害者参加が認められてこなかった再審公判の事件の被害者との間の公平性について、どのように考えるか。

(2) その他